

#### 4) 公務災害補償

水防活動は、極めて危険を伴うものであり、公務災害の発生する可能性は大きいものがあります。従って、生命をかけて水防に従事する水防団員に対して、これに報いるため後顧の憂いをなくしておくことが必要です。

このため、水防管理団体は条例等で定める補償基準に基づく損害補償を義務づけられています。(6条の2)

#### 5) その他

水防法は、その他にも水防事務組合に関する事項(3条の2以下)、水防団の組織、服務、定員、訓練等に関する事項(6条、27条、28条)、水防功労者に対する報償に関する事項(34条の2)、水防妨害に対する罰則に関する事項(38条以下)等について規定されています。

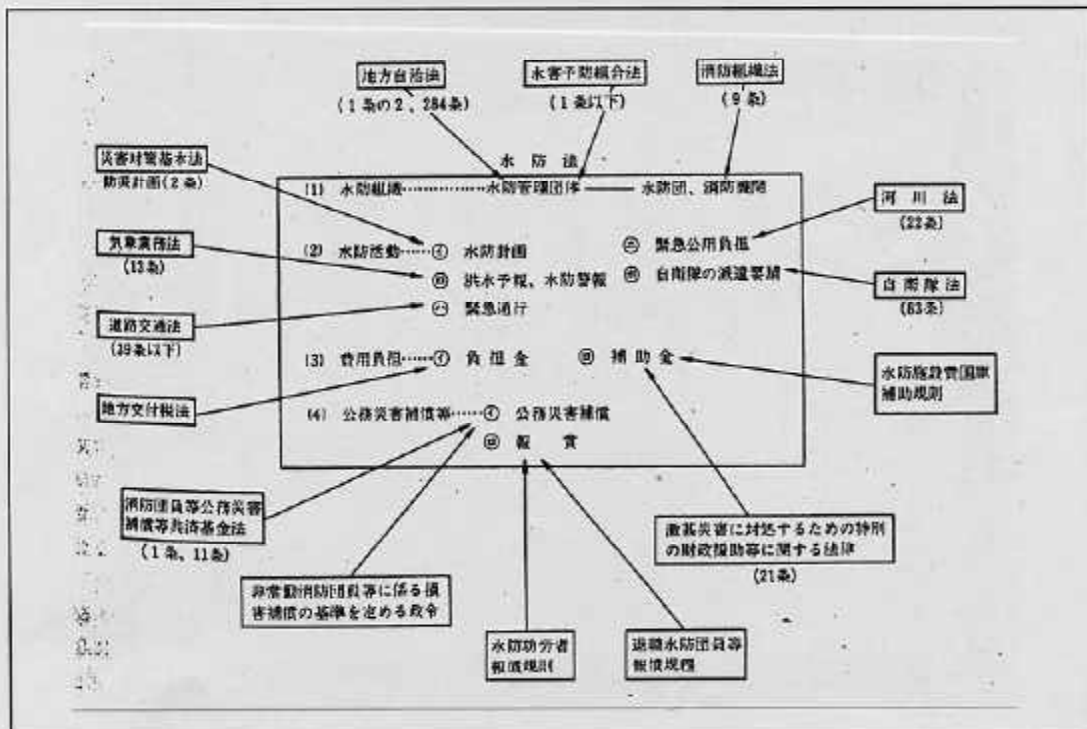


図 1 6 - 1 - 7 水防法関係図

### 1 6 - 2 - 2 水防法の改正

1) 今年、平成13年6月、水災による被害の軽減を図るため、国土交通大臣に加え、新たに都道府県知事が洪水予報を行うこと、浸水想定区域の公表、その区域における円滑かつ迅速な避難の確保等の措置を講ずるとして、水防法の一部が改正されました。

2) 改正内容の模式図

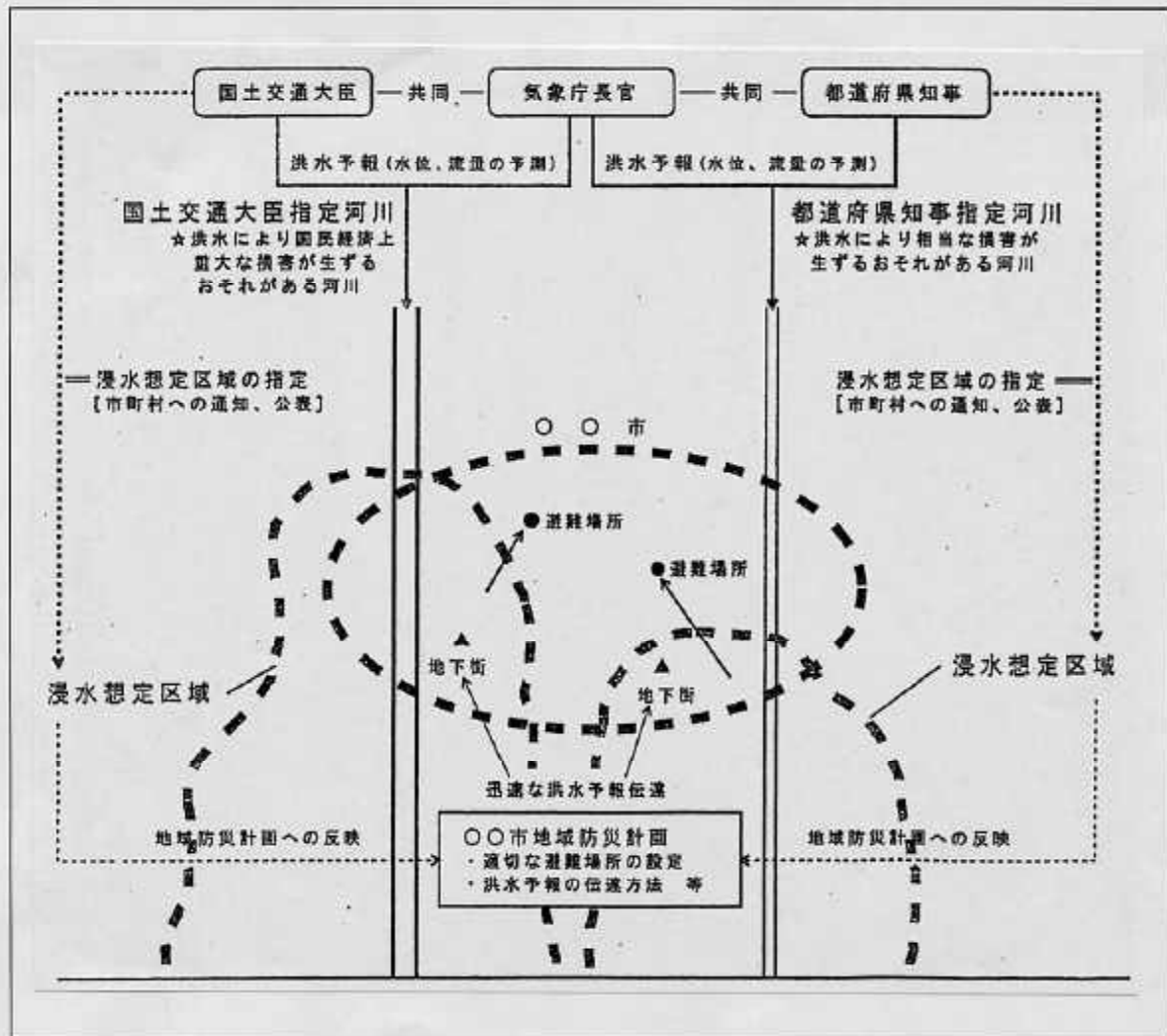


図 16 - 1 - 8

近年、河川整備の着実な進捗により、かつてのような大河川の氾濫の頻度は減少してきているものの、都市化の進展に伴う人口及び資料の集積を背景に、一たび氾濫が発生したときは被害が甚大なものとなるおそれがあります。(下図参照)

(図1) 宅地面積と田畑面積の推移

	宅地面積 (千ha)		田畑面積 (千ha)	
	昭和45年	平成9年	昭和45年	平成9年
全国	1,110	1,740	6,120	5,040
東京都	43	55	19	9
愛知県	42	75	124	87

(図2) 浸水面積当たりの被害額の推移

	昭和47～51年平均	平成7～11年平均
浸水面積	43,405 ha	5,184 ha
水害密度	4,356 万円 / ha	28,469 万円 / ha

特に、昨年9月に発生した東海地方の水害においては、約22万世帯に対し避難勧告・指示が出され死者10名、負傷者98名、被害額約8500億円（H12年末）という甚大な被害が生じており、その教訓として、的確な水位情報の伝達、住民の円滑かつ迅速な避難の確保等、水難による被害の軽減を図るための様々な課題が指摘されており、この事が法改正への強い働きかけの要因となりました。